

立川市景観色彩ガイドライン（案）

平成 24 年 12 月
立川市

目次

1 はじめに	1
1-1 ガイドラインの位置付け	
1-2 ガイドラインの使い方	
2 色彩景観における基礎知識と配慮事項	
2-1 マンセル表色系	2
2-2 色彩景観における配慮事項	3
3 景観形成色彩基準	
3-1 色彩基準の基本的考え方	5
3-2 色彩基準における面積比の考え方	6
3-3 一般地域・景観形成地区の色彩基準	7
参考資料	
立川市景観計画に基づく届出等の流れ	裏表紙

1 はじめに

1－1 ガイドラインの位置付け

立川市は平成24年7月に景観行政団体となり、平成24年10月には立川市が豊かさと愛着を感じながら暮らせる街として発展し続けるための景観づくりを推進することを目的とした「立川市景観計画」の運用を開始いたしました。

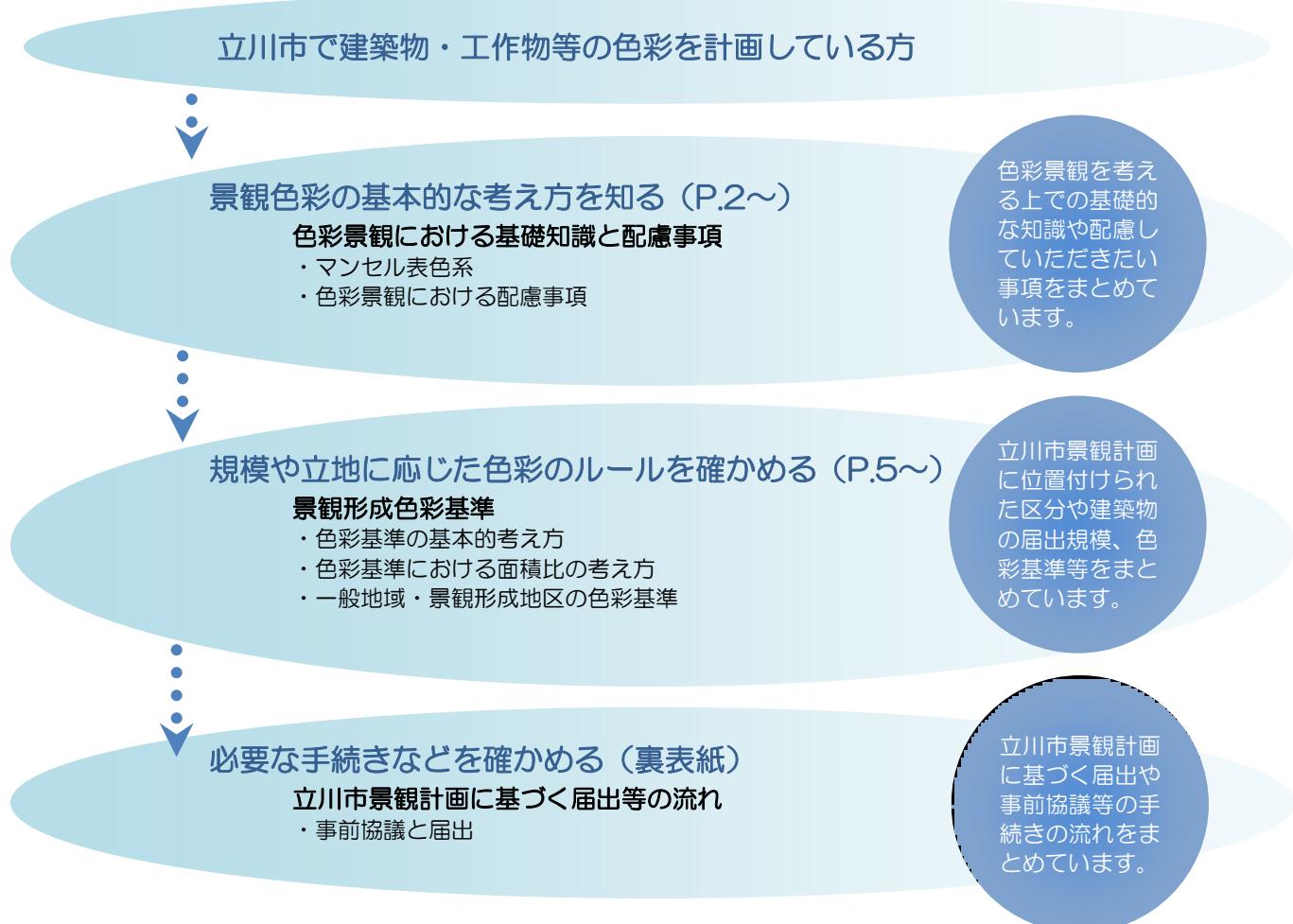
立川市景観計画では、「活力ある都市と豊かな緑が心地よくつながる魅力的な景観づくり」を景観形成のテーマとして、掲げています。

このガイドラインは、立川市景観計画に示された景観形成基準のうち、色彩に関する項目についてより詳しく解説したもので、市の景観を美しく整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、マンセル記号による色彩基準表について、わかりやすいよう具体的な色彩を表示しています。

1－2 ガイドラインの使い方

景観において、建物等の色彩は街並みの印象に大きな影響を与えます。立川市で建築物等を計画される方は、本ガイドラインを参照し、街並みに考慮した色彩の選定をお願いします。

建築物等の新築、外壁の塗替えなど、立川市景観計画による届出や事前協議の対象行為を計画される場合は、計画敷地の一般地域・景観形成地区を確認し、該当するページをご覧ください。各地域・地区ごとに色彩景観の考え方や基準等をまとめています。



2 色彩景観における基礎知識と配慮事項

2-1 マンセル表色系

マンセル表色系とは「色彩のものさし」ともいえる尺度で、色相・明度・彩度という3つの属性によって表現します。

色相；いろあい

色相は、いろあいを表します。10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。

また、10RPはOR、10RはOYRと同意です。

明度；あかるさ

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度；あざやかさ

彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は、14程度です。

これらの3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号をマンセル記号といいます。

有彩色は5Y8/10のように、色相 明度／彩度を組み合わせて表記します。

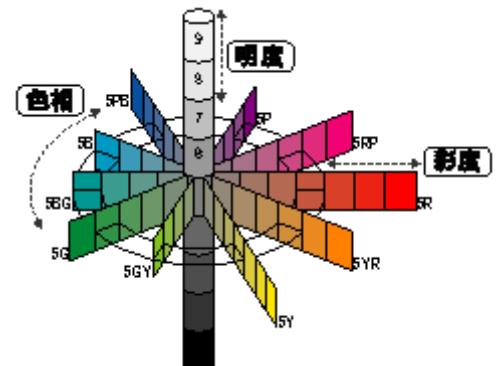
（無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。）

ご わい はち の じゅう

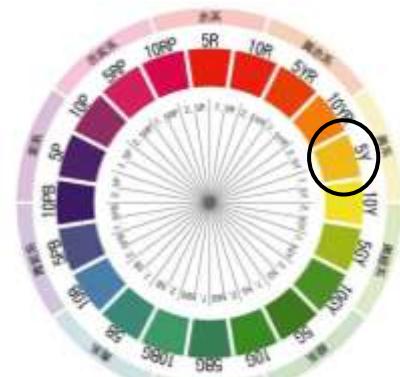
例) 5Y 8/10

色相 明度 彩度

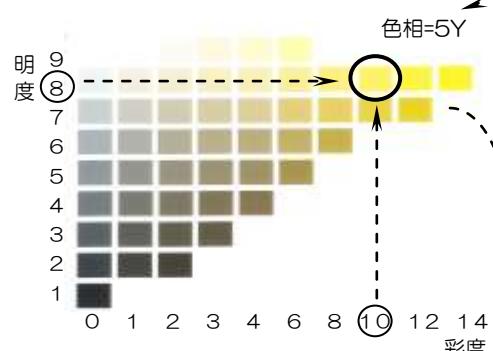
景観計画の色彩基準では、建築物等の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。



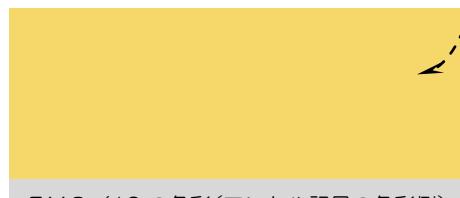
マンセル表色系のしくみ



色相(マンセル色相環)



明度と彩度（色相5Yの例）



5Y 8/10 の色彩(マンセル記号の色彩例)

2-2 色彩景観における配慮事項

■色の面積効果を考慮した色彩の選定

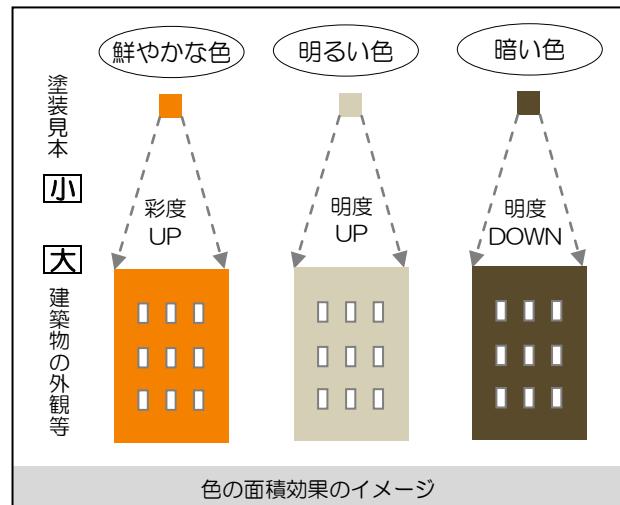
鮮やかな色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう鮮やかな色に見えます。

明るい色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう明るい色に見えます。

一方、暗い色は小さな面積で見た場合に比べ、大きな面積になると、いっそう暗い色に見えてきます。

このように明るさや色味に差ができるだけでなく、イメージも変化して見える現象を色の面積効果と呼んでいます。

建築物の外観等を検討する際には、面積効果を考慮して、色彩の選定をする必要があります。



■目立たせるもの・なじませるもの

街並みの景観は多様な要素によって構成されています。標識など目立つ必要のある要素や四季折々の草花など目立たせたい要素がある一方で、周辺に融和させる方がよい要素もあり、美しく快適な景観を形成するためには、多様な要素の主と従の関係を良好に保つことが重要であるといえます。

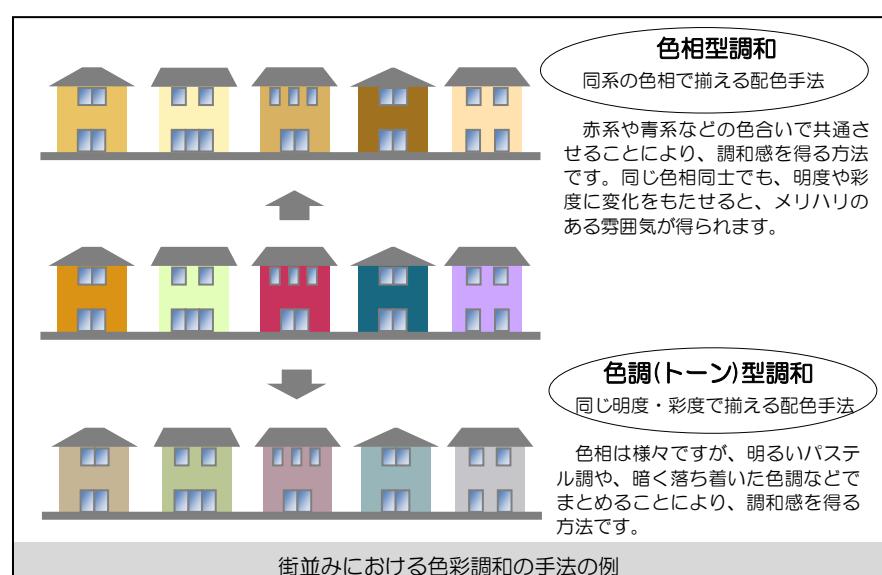
建築物や工作物等のように規模が大きく長年にわたり同じ場所にあり続けるものは、周辺に馴染む色彩を基本とし、交通標識や公共サインなどの生活に欠くことのできない情報や街並みにうるおいを与える緑などが周辺から際立つように配慮することが大切です。



■街並みにおける色彩調和の考え方

街並みの色彩に連続性や共通性を持たせる代表的な手法として、同系の色あいで整えていく「色相型調和」と同系の色調で整えていく「色調(トーン)型調和」があります。

またベージュ系や土の色などのように、暖かみのある穏やかな色調は、日本の景観において調和を得やすいと言えます。

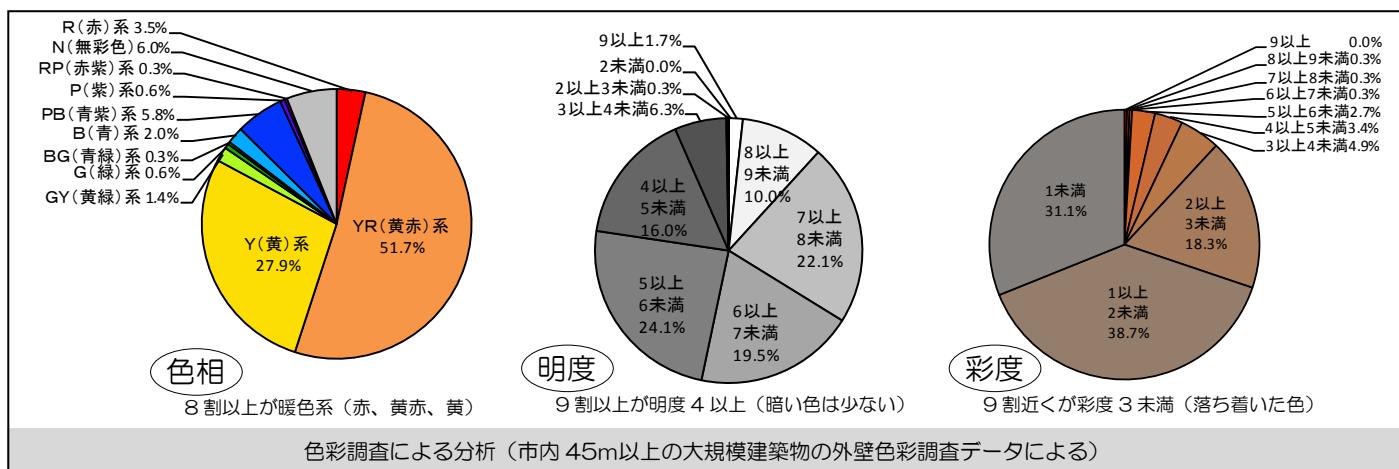


3 景観形成色彩基準

3-1 色彩基準の基本的考え方

立川市は、市内の大規模建築物、寺社や蔵などの建物、四季を通じた自然の色合いなどを対象として色彩調査を行いました。

市内の街並みにおける建物の色相は暖色系で、明度は高く、彩度は低い傾向が見られ、四季の自然の色合いが映える明るく落ち着いた暖かみのある街並みが立川市の特徴となっています。



また、立川市には、多摩川や残堀川、玉川上水、柴崎分水、砂川用水、立川崖線、国分寺崖線、国営昭和記念公園、社寺林、屋敷林、農地など、地域特性に富んだ緑豊かな景観があります。

個々の建築物等を街並みに調和させることにより、地域の自然がもたらす色彩が街並みに映え、季節の彩りやうるおいを、より鮮やかに感じることができます。

立川市の色彩景観においては、これらの地域特性を踏まえ、良好な街並みを維持するとともに、地域・地区の特性を生かした色彩の誘導を図ります。



3-2 色彩基準の面積比の考え方

建築物等の色彩については、各地域・地区の色彩による景観形成の考え方を踏まえるとともに、外壁各面に対する面積を以下の割合とします。

外壁基本色

建築物の外壁の基本となる色は街並みの景観に与える影響が大きい部分であるため、外壁各面の4／5以上は、色彩基準の外壁基本色の範囲内の色彩とします。

強調色

外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1／5以下については、色彩基準の強調色の範囲内の色彩にすることができます。

アクセント色

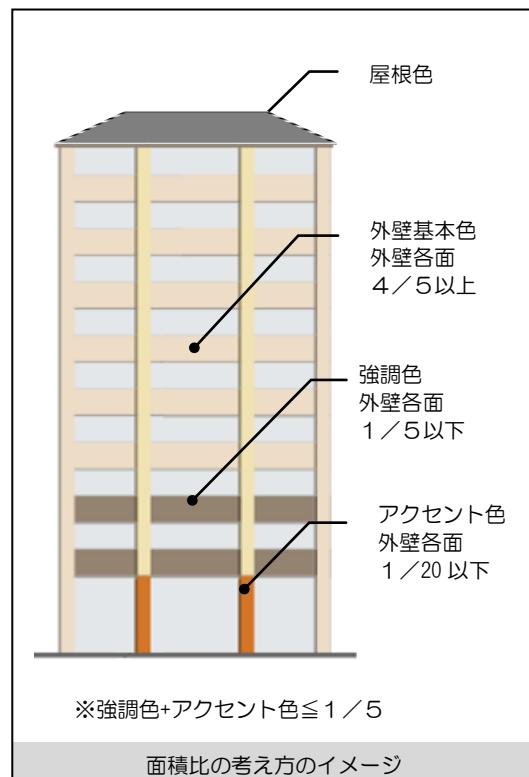
外壁各面の1／20以下については、良好な街並みの形成につながると認められる場合に限り、強調色のほかに外壁にアクセントとして、主に建築物の中低層部に用いることができます。

強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1／5以下とします。

屋根色

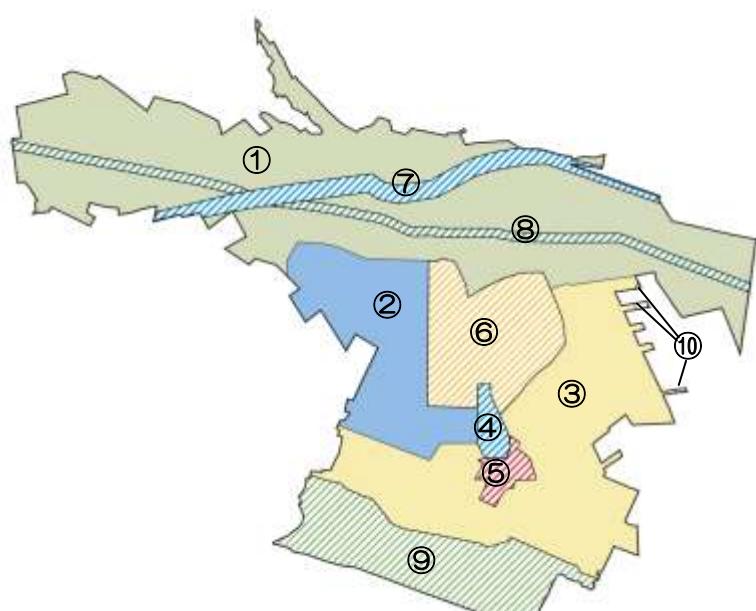
勾配屋根については、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。

陸屋根には屋根色の基準は適用されませんが、ふかんなどに配慮し、街並みに馴染む落ち着いた色彩とします。



3-3 一般地域・景観形成地区の色彩基準

立川市景観計画では、景観計画区域の基本区分と、建築物等の届出の対象行為及び規模を定めています。



基本区分		建築物の建築等*
一般地域	① 砂川地域	高さ≥15m 又は 延べ面積≥1,000 m ²
	② 基地跡地関連地域	
	③ 一般市街地地域	
景観形成地区	④ 都市軸沿道地区	延べ面積≥10 m ²
	⑤ 中心市街地地区	
	⑥ 新市街地地区	
	⑦ 玉川上水地区	
	⑧ 五日市街道地区	高さ≥10m 又は 延べ面積≥500 m ²
	⑨ 立川崖線地区	
	⑩ 国分寺崖線地区	

*建築物の新築、増築、改修若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

*工作物については、立川市景観計画を参照

■一般地域【①砂川地域 ②基地跡地関連地域 ③一般市街地地域】および
景観形成地区【④都市軸沿道地区 ⑤中心市街地地区 ⑥新市街地地区 ⑧五日市街道地区】の色彩基準

色彩による景観形成の考え方			
①砂川地域			
②基地跡地関連地域			
③一般市街地地域			
・外壁の色彩については、周辺の街並みや地域の水や緑との調和するよう、中彩度までの色彩を基本とします。			
④都市軸沿道地区			
・外壁の色彩については、秩序感のある建築物等による先進的な都市の街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、歩行者空間に面しては、にぎわいの連續性を感じられる色彩を基本とします。			
・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、周辺地域への影響を考慮し、国営昭和記念公園などの主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。			
⑤中心市街地地区			
・外壁の色彩については、核都市「立川」にふさわしい品格の感じられる街並みとなるよう、高明度・低彩度の色彩を基本とするが、歩行者空間に面しては、駅前にふさわしいにぎわいの連續性が感じられる色彩を基本とします。			
・アクセント色については、特に基準値を定めないこととするが、都市の顔となる街並みへの影響を考慮し、駅前広場などの主な視点からの見え方に配慮した色彩とします。			
⑥新市街地地区			
・外壁の色彩については、地域の豊かな緑や広がりのある空が印象的な街並みとなるよう、中彩度までの色彩を基本とします。			
⑧五日市街道地区			
・外壁の色彩については、街道の風致が生かされる街並みとなるよう、中彩度までの色彩を基本とします。			

色彩基準			
	色相	明度	彩度
外壁 基本 色	00R~4.9YR	4以上85未満	4以下
		85以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上85未満	6以下
強 調 色	5.0YR~5.0Y	85以上	2以下
	その他	4以上85未満	2以下
		85以上	1以下
00R~4.9YR	-	-	4以下
5.0YR~5.0Y	-	-	6以下
その他	-	-	2以下

凡例			
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)		
	強調色の使用可能範囲 (外壁各面の1/5以下で使用可能)		

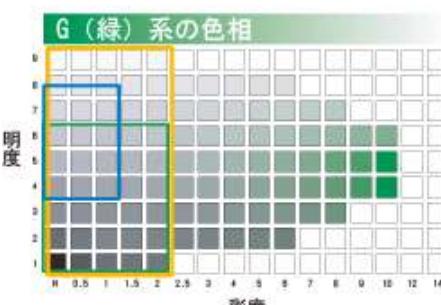
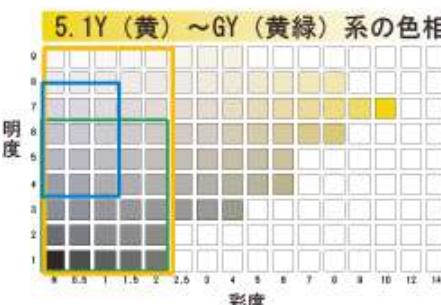
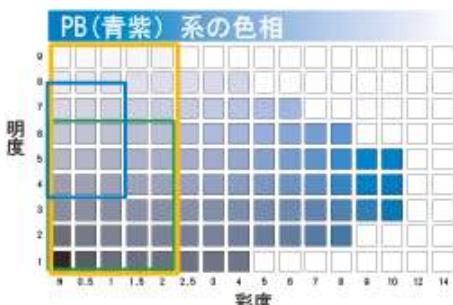
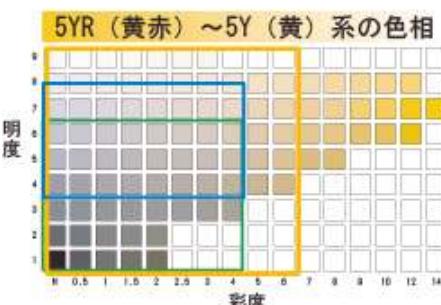
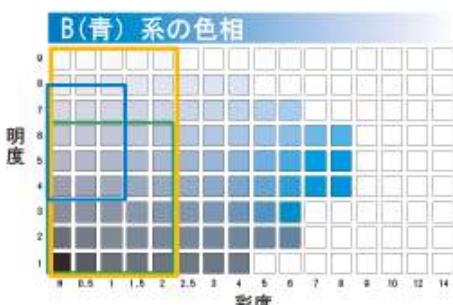
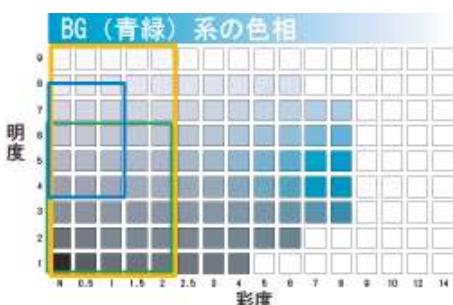
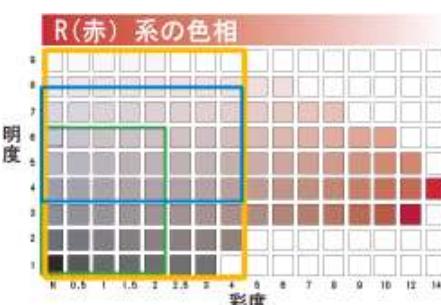


■景観形成地区【 ⑦玉川上水地区（高さ10m以上又は延べ面積500m²以上） ⑨立川崖線地区 ⑩国分寺崖線地区 】の色彩基準

色彩による景観形成の考え方			
⑦玉川上水地区 ⑨立川崖線地区 ⑩国分寺崖線地区			
<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。 屋根色については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。 アクセント色については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。 			

色彩基準			
	色相	明度	彩度
外壁基本色	00R~50Y	4以上85未満	4以下
		85以上	1以下
強調色	その他	4以上85未満	2以下
		85以上	1以下
屋根色	00R~50Y	6以下	4以下
	その他		2以下

凡例			
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)		
	強調色の使用可能範囲 (外壁各面の1/5以下で使用可能)		
	屋根色の使用可能範囲		

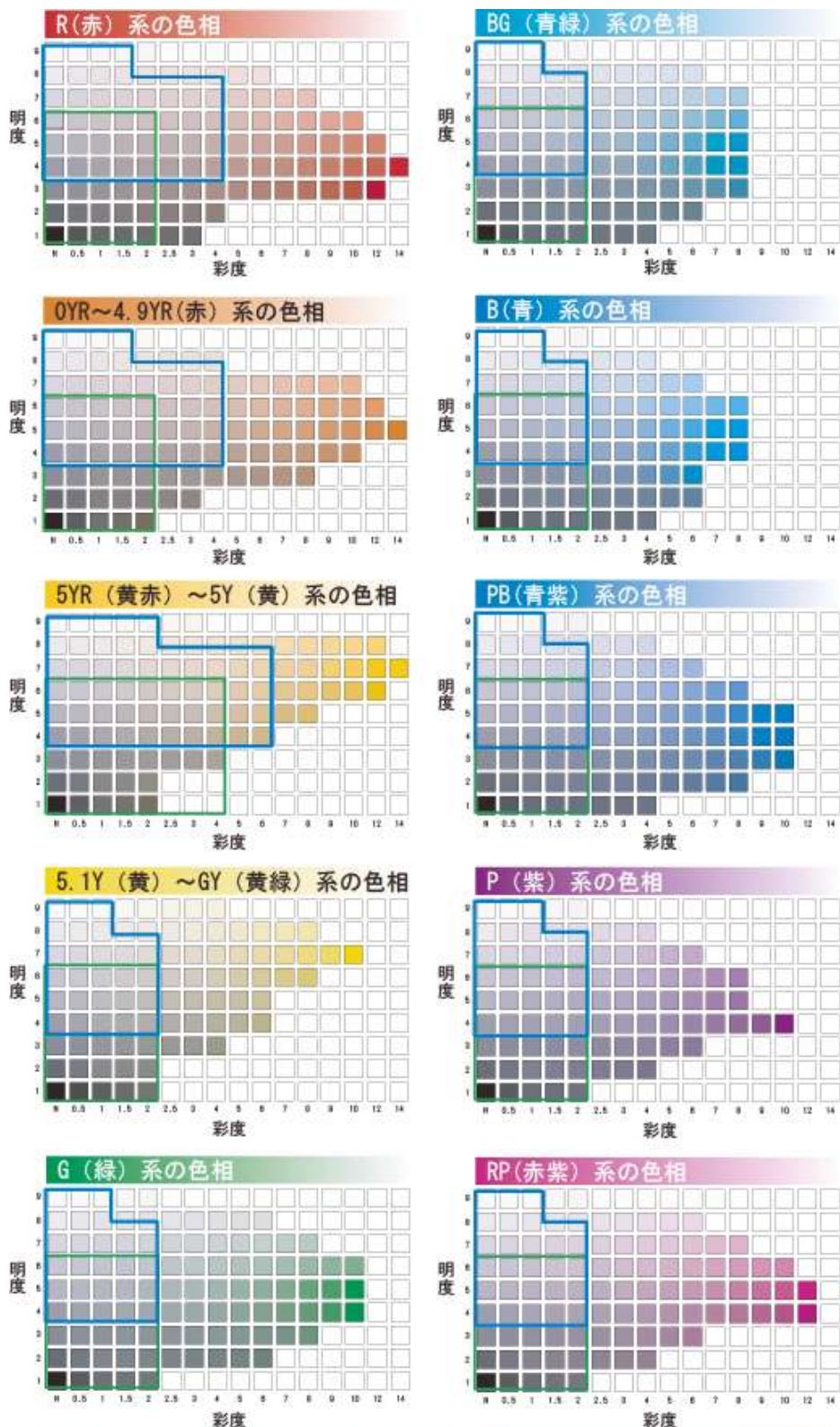


■景観形成地区【⑦玉川上水地区（高さ10m未満かつ延べ面積500m²未満）】の色彩基準

色彩による景観形成の考え方			
⑦玉川上水地区			
・外壁の色彩については、地域の豊かな緑が街並みに映えるよう、低・中彩度の暖色系の色彩を基本とします。			
・屋根色については、地域の豊かな緑が映える市街地から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。			
・アクセント色については、周辺地域への影響を考慮し、強い色彩の使用を避け、自然の緑との極端な対比とならない自然環境に配慮した色彩とします。			

色彩基準			
	色相	明度	彩度
外壁 基本 色	00R~4.9YR	4以上85未満	4以下
		85以上	1.5以下
5.0YR~5.0Y	4以上85未満	6以下	
	85以上	2以下	
その他	4以上85未満	2以下	
	85以上	1以下	
屋根 色	0.0R~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

凡例			
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)		
	屋根色の使用可能範囲		



■一般地域・景観形成地区 共通の色彩基準

- ・街並みの中で著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスの使用は避け、ガラスの反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とする。
- ・地域で伝統的に使われている屋根材、外壁材などがある場合は、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅版、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等や工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準によらないことができるが、周辺の街並みと調和を図るものとする。
- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。
- ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用する色彩が定められているものについてはこの限りでない。また、橋りょう等で地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 敷地が一般地域と景観形成地区に跨る場合は、原則として景観形成地区の基準を適用する。



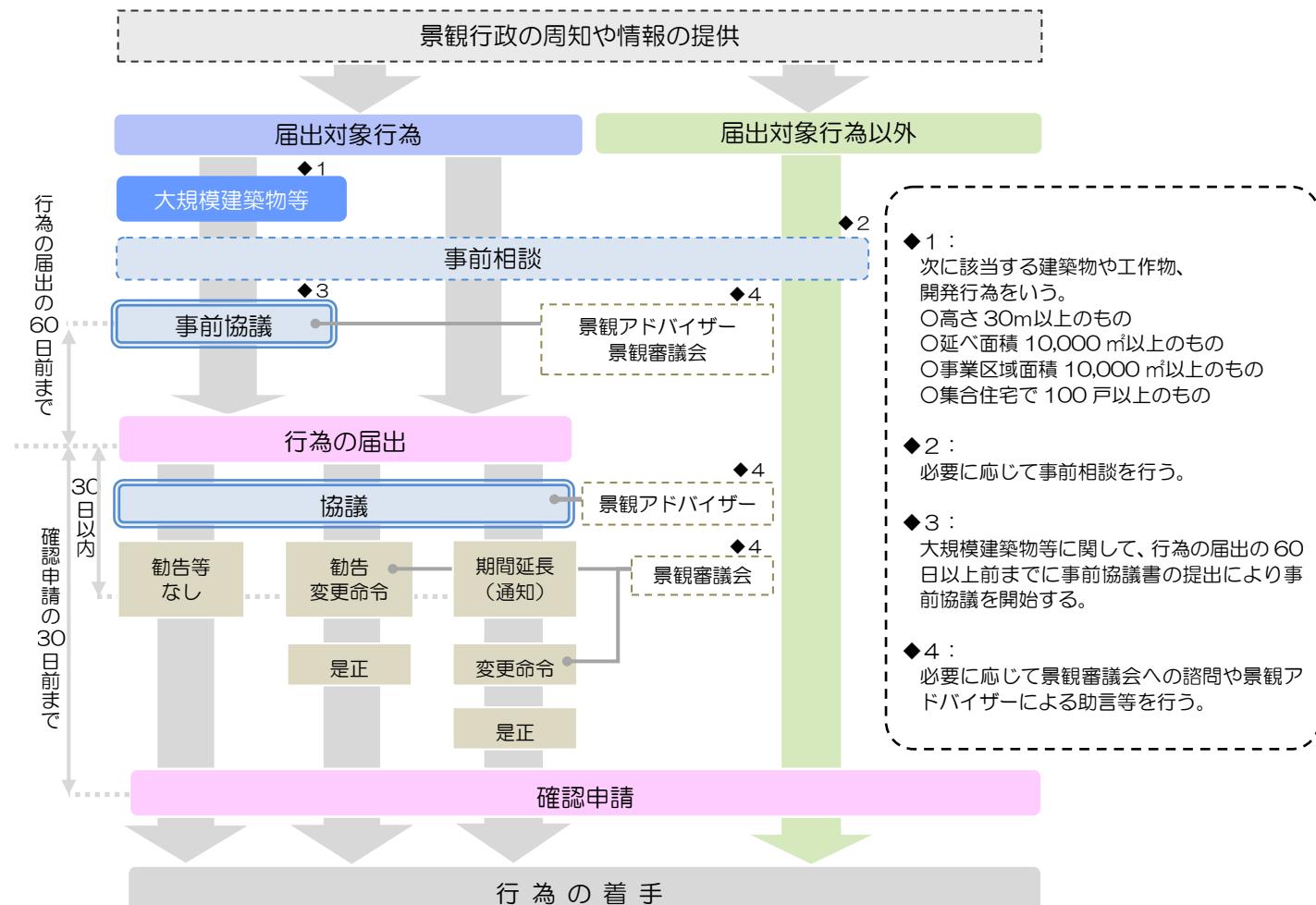
立川市内　鳥瞰

参考資料

■立川市景観計画に基づく届出等の流れ

一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び立川市景観条例に基づく届出等が必要です。また、大規模な建築物や工作物、開発行為などについては、行為の届出の前に事前協議制度を位置づけています。

色彩の変更などが生じた場合は変更届が、竣工など行為完了時には完了届が必要となります。



立川市景観色彩ガイドライン

平成 25 年 4 月発行

発行・編集：

立川市都市整備部都市計画課

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042 (523) 2111 (代表)

FAX 042 (522) 9725

本書は、再生紙を使用しています。